

犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に規定する災害の防止が図られている土地の区域として市長が認める土地の区域の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成27年条例第53号。以下「条例」という。)第2条第1項第3号ア及び条例第4条第1項第1号ア(ア)に規定する都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域から除く災害の防止が図られている土地の区域として市長が認める土地の区域の基準について定めるものとする。

(市長が認める土地の区域)

第2条 前条の市長が認める土地の区域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 令第29条の9第1号から第6号に掲げる区域のうち、その指定が解除されることが決定している区域又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる区域
- (2) 想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策が認められる区域

(委任)

第3条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。